

# 権限移譲に係る基準条例制定の 状況について

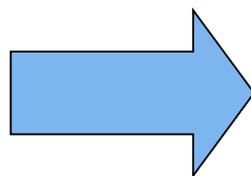
保健福祉部  
障害福祉課 施設指導担当

# 国基準と異なる項目(独自基準)について

児童発達支援(児童発達支援センターであるものを除く)  
及び  
放課後等デイサービスにおける

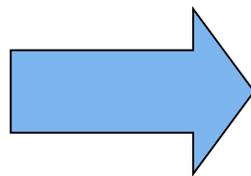
①指導訓練室

(児童の活動場所)



児童1人あたり  
3.3m<sup>2</sup>(一坪)以上とする

②必要な設備



便所及び  
相談室を必置とする

※1:上記2サービス以外は国の基準のとおりとする

※2:平成31年4月1日以前に指定を受けた事業所については従前のとおりとする

⇒既存不適格となる事業所には拘束力のある指導はできないが、上記基準を満たすよう口頭で促すこととする。

## 本市基準条例の独自基準①:面積基準

- 質の高い支援を行うため、指導訓練室の広さは必要

国のガイドラインでは

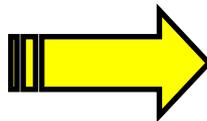
**2. 47m<sup>2</sup>が望ましい**

(児童発達支援センターの指導訓練室の基準を参考としている。)

千葉県の方針は

**3m<sup>2</sup>以上が望ましい**

(口頭で指導)



柏市の方針

**3. 3m<sup>2</sup>以上とする**

(柏市内の障害福祉サービス事業所と同じ広さ)

児童発達支援センターの基準より広がっているが、センターにおいては加えて遊戯室及び屋外遊技場が原則必置となり子どもの活動空間が多く、実質かなりの広さを求められる。

地域の身近な事業所にセンターレベルの基準を求めることはできないが、子どもが活動するにあたって不自由のない広さは必要であるとし、障害福祉サービス事業所と同等の基準とした。

# 本市基準条例の独自基準②：設備基準

- ・ 国基準では定められていない設備面を明文化

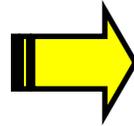
## 国基準では

指導訓練室以外は必要な設備を設けること

(具体的に必要なものは一切記載がない)

## 千葉県では

国基準と同じ



## 柏市の方針

国基準に加え、**相談室及び便所**を設けること

・相談室  
間仕切り等を設けること(プライバシーに配慮)

・便所  
利用児童の特性に応じたもの  
**障害種別を問わず誰でも利用できるものを設置することが望ましい**

(イメージ例：ユニバーサルトイレ)

相談室は利用児及び保護者の相談等の場所として変化の多い時期の支援や生活等の相談に応じる場として求められる。

便所は事業所によって障害程度等は異なるため、利用児童の特性に応じたものとし、事業所別に対応を行うものとする。



# 条例制定の進捗状況について

- 8月15日から9月13日まで本条例についてのパブリックコメントを実施  
⇒ご意見等はありませんでした。
- 柏市自立支援協議会にて承認済み。
- 柏市障害者をむすぶ会とも意見交換済み。
- 地方自治法施行令(権限移譲する旨が記載される法令)が公布され次第, 議会に上程する。(平成31年第1回定例会(3月議会))

# 柏市自立支援協議会

## 質疑

Q 既存不適格の事業所への対応は？

A 建物の改築等を推進し、基準を満たすよう指導していく。

Q 賃貸物件の事業所への対応は？

A 従たる事業所の活用を推進し、基準を満たすよう指導していく。

Q 既存不適格の事業所への罰則は？

A 罰則はないが、基準を満たすよう今後の実地指導等を通じ改善に向けて指導を行う。

## 意見

・利用者の特性にあった便所の設置部分をもう少し強調してほしい。

⇒努力義務として文言追加(P4.参照)

・既存不適格の事業所へは建て替えの段階で指導しては。